

薬生食監発 1008 第 1 号

令和 2 年 10 月 8 日

各

{	都 道 府 県	衛生主管部（局）長 殿
	保健所設置市	
	特 別 区	

厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課長
(公 印 省 略)

有毒なキノコ及び有毒植物の喫食による食中毒予防について

先般、有毒なキノコ（クサウラベニタケ）及び有毒植物（クワズイモ）が誤って食用として直売所において販売され、これを購入し、喫食したことによる食中毒事例が 2 件発生しました（別添 1 参照）。

つきましては、有毒なキノコ及び有毒植物による食中毒発生防止のため、直売所等への注意喚起及び監視指導の実施を引き続きお願いします。

なお、別添 2 のとおり、農林水産省消費・安全局食品安全政策課長あてに、直売所等への情報提供及び注意喚起を依頼したことを申し添えます。

秋田県における事例

発生年月日	令和 2 年 10 月 4 日
発生場所	秋田県、家庭
原因植物	クサウラベニタケ
概 要	直売所において、ハタケシメジと表示された商品にクサウラベニタケが混入しており、それを購入、喫食し、食中毒様症状を呈した。
患 者	男性 1 名、女性 2 名
主な症状	嘔吐、下痢、頭痛、倦怠感

宮崎県における事例

発生年月日	令和 2 年 9 月 26 日～30 日
発生場所	宮崎県
原因植物	クワズイモ
概 要	直売所において、イモガラと表示されたクワズイモを購入、喫食し、食中毒様症状を呈した。
患 者	男性 3 名、女性 5 名
主な症状	のどの痛み等

写

薬生食監発 1008 第 2 号
令和 2 年 10 月 8 日

農林水産省消費・安全局食品安全政策課長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課長
(公 印 省 略)

有毒なキノコ及び有毒植物の喫食による食中毒予防について

先般、有毒なキノコ（クサウラベニタケ）及び有毒植物（クワズイモ）が誤って食用として直売所において販売され、これを購入し、喫食したことによる食中毒事例が 2 件発生しました（別添参照）。

つきましては、貴省において、有毒なキノコ及び有毒植物による食中毒発生防止のため、直売所等への情報提供及び注意喚起をより一層、実施いただきますようお願いいたします。

別添

秋田県における事例

発生年月日	令和2年10月4日
発生場所	秋田県、家庭
原因植物	クサウラベニタケ
概要	直売所において、ハタケシメジと表示された商品にクサウラベニタケが混入しており、それを購入、喫食し、食中毒様症状を呈した。
患者	男性1名、女性2名
主な症状	嘔吐、下痢、頭痛、倦怠感

宮崎県における事例

発生年月日	令和2年9月26日～30日
発生場所	宮崎県
原因植物	クワズイモ
概要	直売所において、イモガラと表示されたクワズイモを購入、喫食し、食中毒様症状を呈した。
患者	男性3名、女性5名
主な症状	のどの痛み等